

重 要 事 項 説 明 書

医 療 保 険

株式会社ケア・オフィス優
ケア・オフィス 優 （看護課）

〒047-0021

小樽市入船3丁目7番21号

TEL：0134-64-5221

FAX：0134-64-5861

令和7年1月1日より

重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) コード番号、サービス地域など

事業所名	ケア・オフィス 優 (看護課)
所在地	〒047-0021 小樽市入船3丁目7番21号
医療保険コード番号	訪問看護 20.9015.3
代表取締役	株式会社ケア・オフィス優 二丹田 早稲子
連絡先	TEL: 0134-22-3951
管理者 連絡先	二丹田 早稲子 TEL: 0134-64-5221 FAX: 0134-64-5861
サービス提供地域	小樽市(忍路・桃内・蘭島・塩谷・オタモイ・ 新光・新光町・朝里・朝里川温泉・張碓・春香・ 桂岡・見晴・銭函・星野を除く区域)

(2) 事業所の職員体制

職種		人数	業務内容
管理者	看護師	1名	管理業務 訪問看護
職員	看護職員	2.5人以上	訪問看護

(3) 営業時間

月曜日から金曜日：午前8時40分から午後5時15分まで

(上記以外の訪問看護は、要相談となります。)

*休業日は、土・日曜日・祝祭日、8月15日

年末年始 12月30日より1月3日までとなります。

ただし、緊急時の対応は随時行います。

(4) 苦情窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談苦情窓口	ケア・オフィス 優 (看護課) 担当：二丹田 早稲子 電話番号 0134-64-5221 受付時間 (月～金曜日) 午前8時45分～午後5時 国民健康保険団体連合会 電話番号 011-231-5161
--------	--

2. 当法人の概要

名称・法人種別	株式会社ケア・オフィス優 代表取締役 二丹田 早稲子
所在地 電話番号	〒047-0021 小樽市入船3丁目7番21号 0134-22-3951
業務の概要	介護保険法に基づく居宅サービス事業 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業 指定訪問看護事業 障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービス事業 介護保険法に基づく老人居宅生活支援事業
事業所数	株式会社 ケア・オフィス優 ケア・オフィス 優 （看護課） ケア・オフィス 優 （介護看護課）

3. 当事業所の理念

ご利用者様が快適に暮らすことを応援し、お手伝いいたします。
私たちは、サービスをご利用していただくご利用者様、ご家族様のお気持ちを第一と考えております。そのお気持ちを大切に守っていくために、私たちの知識・技術・経験をお役立てください。皆様が安心かつ快適に暮らすことを目標に、共に進んでいきたいと考えております。

4. 当事業所の運営方針

- ① ご利用者様の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。
- ② ご利用者様の状態の軽減もしくは悪化の防止または、寝たきり状態となることの予防に資するよう、サービスの目標を設定し、看護計画に基づき計画的に行います。
- ③ 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに看護技術の進歩に対応して適切な医療技術を持ってサービスの提供を行います。
- ④ サービスの提供にあたっては、看護計画書に基づき、ご利用者様の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
- ⑤ 懇切丁寧にサービスを提供し、ご利用者様またはご家族様に対し、サービスの提供方法についてわかりやすく説明します。
- ⑥ 訪問看護師等はサービス提供の際、常に身分証明証を携帯し、初回訪問時およびご利用者様やご家族様から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示いたします。
- ⑦ サービスの提供に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ⑧ 当事業所は主治医に対し、毎月、看護計画・報告書を提出いたします。

- ⑨ 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- ⑩ 看護師等は、ご利用者様の心身の機能維持回復にむけて療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんので、ご了承ください。
- ⑪ 看護師等に対する贈り物や飲食等のおもてなしはご遠慮させていただきます。
- ⑫ その他
 - * 道路事情や急な訪問を必要とする方がおられる場合は、訪問時間の変更をお願いする場合がございます。
 - * 事業所の都合により、当日訪問スタッフの変更やお休みをお願いする場合がございます。

5. サービス内容

訪問看護業務

- ① バイタルサインチェック
- ② 疾病の早期発見、早期対応
- ③ 疾患別症状観察・全身状態観察
- ④ 栄養状態・脱水状態の観察
- ⑤ 食事介助および指導
- ⑥ 服薬管理
- ⑦ 日常生活動作の確認
- ⑧ 保清援助および指導
- ⑨ 排泄援助
- ⑩ 創処置、インシュリン施行などの医療処置および指導
- ⑪ サクション、在宅酸素、人工呼吸器などの医療器具管理および指導
- ⑫ 筋力トレーニング・転倒予防に対する指導
- ⑬ 機能訓練及び指導
- ⑭ 嚥下に対する指導および援助
- ⑮ 心理活性・ひきこもり予防
- ⑯ ご利用者様及びご家族様の精神援助
- ⑰ 医療・介護・福祉業務に対する相談及び助言・地域との連携

6. 利用料金

訪問看護ステーション利用料金表

R6.6.1～

項 目		内 容	金 額
基 本 料 金		1 回の訪問につき	・後期、高齢受給者 ・健康保険法 など 療養費の1割～3割
その他の料金	超過料金 (1時間まで)	1 回の訪問が 90 分を超えた場合 (一部の方(＃)を除く)	1, 300円
	休日料金 (2時間まで)	営業日以外の日に訪問した場合 (予定外の訪問)	3, 200円
	交通費	ステーション 公共交通機関利用	実 費
		1 回の訪問(往復) 4 k m迄	0 円
		1 回の訪問(往復) 4 k m超～10 k m迄	200円
		1 回の訪問(往復) 1 0 k mを超えた場合	400円
		実施地域外への訪問 1 k mにつき	1 5円
		営業車利用 (要請による)	実 費
	駐車料金	有料駐車場利用時	実 費

※訪問看護にかかわる料金内容

訪問看護基本療養費Ⅰ		
看護師	週3日目まで	: 5, 550円/回
	週4日目以降	: 6, 550円/回
准看護師	週3日目まで	: 5, 050円/回
	週4日目以降	: 6, 050円/回
緩和ケアまたは皮膚・排泄ケア認定看護師		: 12, 850円/回
訪問看護基本療養費Ⅱ		
(注) 同一建物居住者		
・同一日に2人		
看護師	週3日目まで	: 5, 550円/回
	週4日目以降	: 6, 550円/回
准看護師	週3日目まで	: 5, 050円/回
	週4日目以降	: 6, 050円/回

緩和ケアまたは皮膚・排泄ケア認定看護師	：12,850円/回
・同一日に3人以上 看護師	週3日目まで：2,780円/回 週4日目以降：3,280円/回
准看護師	週3日目まで：2,530円/回 週4日目以降：3,030円/回
緩和ケアまたは皮膚・排泄ケア認定看護師	：12,850円/回
訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500円（外泊時の訪問1回） ※一部の方（#）2回まで算定
管理療養費1	1日目：7,670円 2日目～：3,000円
特別管理加算	2,500円/月 （週3回以上の点滴・人工肛門など）
特別管理加算（重度）	5,000円/月 （カテーテルの留置・気管カニューレなど）
24時間対応体制加算	6,800円/月
緊急時訪問看護加算	2,650円/日（月14日目まで） 2,000円/日（月15日目以降） （24時間対応体制のある診療所、在宅療養支援 病院が主治医の方、実働にて）
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円 （18時～22時・6時～8時の訪問）
深夜訪問看護加算	4,200円（22時～6時の訪問）
複数回訪問加算 （一部の方（#）が対象）	同一建物1人、2人 2回目 4,500円 3回目 8,000円 同一建物3人以上 2回目 4,000円 3回目 7,200円
複数名訪問看護加算 （一部の方（#）が対象）	同一建物1人、2人 看護師 4,500円（週に1回） 准看護師 3,800円（週に1回） その他職員（看護師等又は看護補助者） 3,000円（週に3回まで） ※一部の方（#） 2回/日 6,000円 3回/日 10,000円 同一建物3人以上 看護師 4,000円（週に1回） 准看護師 3,400円（週に1回） その他職員（看護師等又は看護補助者） 2,700円（週に3回まで）

	※一部の方（#） 2回／日 5,400円 3回／日 9,000円
長時間訪問看護加算 （一部の方（#）が対象）	5,200円／週に1回 （1回の訪問時間が90分を超えた場合）
退院時共同指導加算	8,000円／1回に限り （厚生労働省認定疾患は2回まで） ※退院・退所に当たり入院・入所中の訪問指導
特別管理指導加算	2,000円／1回 ※上記退院時共同指導加算算定に当たり厚生労働大臣が定める状態にある場合、更に加算
退院支援指導加算	6,000円 ※退院日の療養指導 8,400円 ※長時間に渡る退院日の療養指導
在宅患者連携指導加算	3,000円 ※医師・歯科医師・薬剤師との連携
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000円（月に2回まで） ※居宅で医師・歯科医師・薬剤師・介護支援専門員などとの話し合い
専門管理加算	2,500円 ※緩和ケアまたは皮膚・排泄ケア認定看護師による計画的な管理
ターミナルケア療養費	25,000円／月 ※死亡日および死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合に算定
情報提供療養費 1	1,500円／月 ※保健所・市町村との連携
情報提供療養費 3	1,500円／月 ※保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院に入院・入所する際の連携

（注） 同一建物居住者

- ・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・特別養護老人ホーム、サービス付高齢者住宅、マンションなどの集合住宅に複数利用者がいる場合
- ・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護に、同一日に複数名のご利用者に訪問した場合

（#） 一部の方

厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

（末期の悪性腫瘍、神経難病、脊髄損傷、人工呼吸器を使用している状態、人工肛門、気管カニューレ、カテーテル留置されている方等）

※医療機関に対する料金

主治医による訪問看護指示書	1枚：3,000円 (状態などにより1ヶ月～6ヶ月有効)
主治医による特別訪問看護指示書	1枚：1,000円 (医療必要度が高い方の退院時または急性増悪の方、1ヶ月1度で14日まで。ただし、人工呼吸器装着および重度の褥瘡の方は1ヶ月2度発行可能)

- ・ 指定難病受給者証をお持ちの方は、基本料金に関して自己負担金がかかる場合があります。毎月月初めに、自己負担上限額管理票の確認をさせていただきます。
- ・ 身体障がい者の方で重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方は所得により助成制度が受けられます。
- ・ 後期高齢者保険証をお持ちの方は（指定難病及び身体障がい者を除く）保険証に記載の負担割合により自己負担が生じます。
- ・ 健康保険証の方は通常の医療費負担割合により自己負担が生じます。
- ・ その他の料金に関しましては、生活保護をお受けになられている方以外全ての方を対象に自己負担が生じますのでご了承下さい。
- ・ 生活保護をお受けになられている方は医療扶助にて賄われます。ただし、指定難病受給者証もお持ちの方は、特定医療費にて賄われます。
- ・ 訪問看護に係る費用は、高額医療費の対象となります。

- * 週に7日の指定訪問看護が計画されている方は、その期間中において、3事業所までの訪問看護を受けることが可能です。
- * 週に4日以上指定訪問看護が計画されている方は、2事業所までの訪問看護を受けることが可能です。

※安全管理について

当事業所は、ご利用者様がご自宅で安心して暮らせるように以下の体制を構築し、ご利用者やご家族とのパートナーシップを強化し、より適切で安全なサービス提供に努めます。

- ① 事故予防・防止マニュアルの定期的な見直し
- ② 職員（新任含）研修の継続的な実施
- ③ 事故発生時は、ご利用者の安全を第一に考え、迅速な対応を行う
- ④ ご利用者およびそのご家族に最善の対応を行う
- ⑤ 事故報告の分析および改善策の検討（全職員への周知）
- ⑥ 医療技術向上に関する研修の継続的な実施
- ⑦ 感染防止マニュアルの定期的な見直し
- ⑧ 職員健康診断の定期的な実施
- ⑨ 医療情報データの漏洩防止システムの導入

7. その他

*当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者様は即座にサービスを終了する事ができます。

*以下の場合において、当事業所は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- ご利用者様がサービス利用料金を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内にお支払いいただけない場合
- ご利用者様やご家族様などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為（暴言・暴力・ハラスメント行為）を行った場合
- ペットを飼われている方が、ペットをケージへ入れる、リードにつなぐ等、適切なサービス提供への協力を得られない場合